



## 「通販」の申し込みは 慎重に！

消費生活センター ☎ 4433・9078

### 事例

インターネット広告を見て、「初回500円」の健康食品を1回だけお試しのつもりで申し込んだ。

しばらくすると、頼んでいない2回目の商品の発送通知メールが届いた。そのメールで4回の定期購入契約であったと初めて知った。

5回目以降は無料で解約できるが、4回目までに途中で解約すると違約金がかかるとのことだった。広告では、定期購入契約とはわからなかったので、解約をしようと電話をかけたがつながらなかった。

2回目以降の商品を受け取りたくないし、代金も支払いたくない。

### チェックポイント

通信販売の広告やホームページには、通常価格より低価格で商品が購入できることを強調して表示しているものがあります。しかし、低価格で購入するためには、「4カ月以上の定期購入」などの条件があり、消費者が支払う総額が数万円になる契約内容もあります。

こうした広告やホームページは、次のように契約内容が認識しづらくなっているものが多くみられます。

◇強調表示に比べて契約内容の字が小さい、目立たない位置に表示されている

◇何度スクロールしても同じような広告が繰り返し表示され、ページの最後に契約内容が記載された

利用規約などへのリンクがある

◇強調表示のすぐ下に「今すぐ注文」などのボタンがあり、ボタンをクリックすると注文入力画面が表示されるため、契約内容を見過落としてしまう。

### アドバイス

定期購入とは知らなかった、体質に合わない、期待した効果がないという理由で、すぐに解約・返品できるとは限りません。

商品を注文する際には、申し込みの最終確認画面や利用規約などで、定期購入が条件になっていないか、定期購入であればその期間や支払総額、解約条件などの契約内容をしっかり確認しましょう。また、申し込みの最終確認画面を印刷したり、画像として保存したりして、契約内容を記録しましょう。

※ 不安に思った場合は、消費生活センターへ相談しましょう。